



JASDAQ

平成 28 年 5 月 12 日

各 位

会社名 日邦産業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 岩佐 恭知  
( J A S D A Q ・ コード 9 9 1 3 )  
問合せ先 執行役員1-ホールディングス本部長 三上 仙智  
( TEL . 0 5 8 7 - 9 8 - 1 2 2 7 )

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月12日開催の取締役会において、平成28年6月24日開催予定の第65期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- ( 1 ) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。当社におきましても、平成 28 年 3 月 10 日付け「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、平成 28 年 6 月開催予定の第 65 期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ( 2 ) 当社の取り扱う医療用機器を具体的に表示するためのものであります。
- ( 3 ) その他、( 1 ) 及び( 2 ) の変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 24 日(金曜日)  
定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 24 日(金曜日)

以 上

【別紙】定款変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 以下の事業に関する設備、金型、治具、製品、部品等の企画、開発、製造及び販売並びに輸出入  ~ (条文省略)  医療用機器  ~ (条文省略)</p> <p>(2)~(11) (条文省略)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第 3 条の 2 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1)取締役会  2)監査役  3)監査役会  4)会計監査人</p> <p>第 4 条~第 15 条 (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 16 条 当社の取締役は 7 名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 17 条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(2)~(3) (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 18 条 当社の取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 19 条 当社の代表取締役は、取締役会の決議によって選</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1) 以下の事業に関する設備、金型、治具、製品、部品等の企画、開発、製造及び販売並びに輸出入  ~ (現行どおり)  医療用機器(医療機器及び医療用具を含む。)  ~ (現行どおり)</p> <p>2)~11) (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第 3 条の 2 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1)取締役会  2)監査等委員会  3)会計監査人</p> <p>第 4 条~第 15 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 16 条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は 7 名以内とする。</p> <p>(3) <u>当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は 5 名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 17 条 当社の取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(2)~(3) (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 18 条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(2) <u>監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(3) <u>任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 19 条 当社の代表取締役は、取締役会の決議によって選</p>

<p>定する。</p> <p>(2) 取締役会はその決議によって、取締役会長及び取締役社長各1名並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>第20条～第21条（条文省略）</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第22条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>（新設）</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第23条（条文省略）</p> <p>（現行定款第22条より移設し、一部変更）</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第24条 当社の取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(2)（条文省略）</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第25条 当社の取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条の2（条文省略）</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>定及び解職する。</p> <p>(2) 取締役会はその決議によって、取締役会長及び取締役社長各1名並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を選定及び解職することができる。</p> <p>第20条～第21条（現行どおり）</p> <p>（変更案第24条に移設し、一部変更）</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第22条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第23条（現行どおり）</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、<u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 当社の取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(2)（現行どおり）</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 当社の取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員以外の取締役と監査等委員とを区分して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条（現行どおり）</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第28条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員が会日の3日前までに他の監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(2) <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第29条 <u>当社の監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
---	--

<p>(監査役の員数)</p> <p>第 26 条 当社の監査役は 5 名以内とする。</p>	( 削る )
<p>(監査役の選任)</p> <p>第 27 条 当社の監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>(2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	( 削る )
<p>(監査役の任期)</p> <p>第 28 条 当社の監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠により選任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	( 削る )
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第 29 条 当社の監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	( 削る )
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 30 条 当社の監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	( 削る )
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 31 条 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	( 削る )
<p>(監査役会規則)</p> <p>第 32 条 当社の監査役会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	( 削る )
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 33 条 当社の監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(2) 前号の議事録は、その原本を本店に 10 年間備え置く。</p>	( 削る )
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第 34 条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	( 削る )
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 34 条の 2 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役</p>	( 削る )

との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第35条～第38条 (条文省略)

(新設)

(新設)

第6章 計算

(事業年度)

第30条～第33条 (現行どおり)

附則

(施行日)

この改正規定は、平成28年6月24日から施行する。

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当社は、第65期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、第27条を準用して法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができ、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を存続させることができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。